



令和元年 8 月 8 日 開会

令和元年 8 月 8 日 閉会

令和元年 8 月 定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和元年8月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について	1
議案の送付について	2
運営予定表	3
議事日程	4
会議に付した事件	4
追加議事日程	5
会議に付した事件	5
監査結果報告一覧表	6
出席・欠席または遅参・早退した議員	7
出席した説明員	7
出席した書記	7
開会宣言	8
日程第1 仮議席の指定について	8
日程第2 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙	9
議長あいさつ	10
広域連合長あいさつ	11
報 告	12
追加日程第1 議席の指定について	12
追加日程第2 会議録署名議員の指名について	12
追加日程第3 会期の決定について	13
追加日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙	13
副議長あいさつ	14
追加日程第5 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について	15
追加日程第6 一般質問	15
・ 7番 羽場 頼三郎君	15
広域連合長 黒田 晋君	17
事務局長 大武 義宏君	18
・ 7番 羽場 頼三郎君	19
事務局長 大武 義宏君	20
・ 3番 田辺 牧美君	20
広域連合長 黒田 晋君	21
・ 3番 田辺 牧美君	22
事務局長 大武 義宏君	22
・ 3番 田辺 牧美君	22
追加日程第7 承第1号	23
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）	23
事務局長 大武 義宏君（提案説明）	23
採 決	24

追加日程第8	決第1号・決第2号	24
広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	25
事務局長	大武 義宏君 (提案説明)	25
採	決	27
追加日程第9	甲第10号議案	28
広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	28
事務局長	大武 義宏君 (提案説明)	28
採	決	29
追加日程第10	甲第11号議案	29
広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	29
採	決	30
閉 会 宣 言		30
一般質問発言通告一覧表		31
会議録署名議員		32

岡 広 議 第 6 号
令和元年7月25日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
臨時議長 山野 通彦

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和元年8月定例会
及び全員協議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和元年8月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第23号
令和元年 7月25日

令和元年8月8日（木曜日）午前10時15分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和元年8月定例会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

岡 広 総 第 4 7 号
令和元年 7 月 2 5 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和元年8月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|---------|---|
| 承 第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算(第3号)) |
| 決 第 1 号 | 平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 |
| 決 第 2 号 | 平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算 |
| 甲第10号議案 | 令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1号) |
| 甲第11号議案 | 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び
岡山県市町村総合事務組合同規約の変更について |

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

令和元年8月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月8日	(木)	午前10時00分	全員協議会	
		午前10時15分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・仮議席の指定について ・岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙 ・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙 ・岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について ・一般質問 ・議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

令和元年8月定例会議事日程（第1号）

令和元年8月8日（木） 午前10時15分開議

日程番号	会議に付する事件
第 1	仮議席の指定について
第 2	岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

令和元年8月定例会追加議事日程（第1号の追加1）

令和元年8月8日（木） 午前10時15分開議

日程番号	会議に付する事件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙
第 5	岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について
第 6	一 般 質 問
第 7	承 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） (上程・採決)
第 8	決 第 1 号 平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 決 第 2 号 平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (上程・採決)
第 9	甲第10号議案 令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） (上程・採決)
第10	甲第11号議案 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	H31. 2. 28	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成30年12月分例月出納検査結果報告
2	H31. 3. 26	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成31年1月分例月出納検査結果報告
3	H31. 4. 24	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成31年2月分例月出納検査結果報告
4	R1. 5. 31	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成31年3月分例月出納検査結果報告
5	R1. 6. 28	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成31年4月分例月出納検査結果報告
6	R1. 7. 10	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和元年5月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒田 員 米	出席		10	友 實 武 則	出席	
2	船 越 健 一	〃		11	伊 東 香 織	〃	
3	田 辺 牧 美	〃		12	近 藤 隆 則	〃	
4	三 輪 順 治	〃		13	小 倉 博 俊	〃	
5	岡 親 佐	欠席		14	池 田 一 二 三	欠席	
6	山 本 育 子	〃		15	山 野 通 彦	出席	
7	羽 場 頼三郎	出席		16	水 嶋 淳 治	欠席	
8	岸 泰 廣	欠席		17	片 岡 聡 一	〃	
9	青 木 秀 樹	出席		18	浦 上 雅 彦	出席	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	黒田 晋	事務局次長	池 永 亨
副広域連合長	山崎 親 男	業務課保健事業・医療費適正化推進室長	松 枝 徹
代表監査委員	岸 堅 士	業務課給付係長	河原 慎 太郎
事務局 長	大 武 義 宏	業務課資格賦課係長	辻 本 慎 策

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書 記 長	友 杉 俊 介	書 記	上 野 宏 二
書 記	原 田 恭 行		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○書記長（友杉 俊介君）

それでは、御説明申し上げます。

現在、議長が不在となっております。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、引き続き、山野議員に臨時議長をお願いいたします。

それでは、山野議長、よろしく申し上げます。

○臨時議長（山野 通彦君）

臨時議長ということで、新議長を選出するまでの間、皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は 12 人であります。

なお、岡議員、山本議員、岸議員、池田議員、水嶋議員、片岡議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和元年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定について

○臨時議長（山野 通彦君）

それでは、日程第 1、「仮議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、ただいま着席のとおりを指定をいたします。

議席一覧表

1	黒田 員 米	1 0	友 實 武 則
2	船 越 健 一	1 1	伊 東 香 織
3	田 辺 牧 美	1 2	近 藤 隆 則
4	三 輪 順 治	1 3	小 倉 博 俊
5	岡 親 佐	1 4	池 田 一 二 三
6	山 本 育 子	1 5	山 野 通 彦
7	羽 場 頼 三 郎	1 6	水 嶋 淳 治
8	岸 泰 廣	1 7	片 岡 聡 一
9	青 木 秀 樹	1 8	浦 上 雅 彦

日程第2 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○臨時議長（山野 通彦君）

日程第2、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」を行います。
選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票によることとします。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（山野 通彦君）

よろしいか。

はい、ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人を1番、黒田議員、及び2番、船越議員を指名します。

候補者一覧を配ります。

〔候補者一覧配付〕

○臨時議長（山野 通彦君）

候補者一覧の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山野 通彦君）

はい、配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（山野 通彦君）

はい、投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山野 通彦君）

はい、配付漏れなしと認めます。

投票用紙は、所定の大きさのものに「岡山県後期高齢者医療広域連合議会」の印を押し
たものを使用いたします。

それでは、自席で投票用紙に御記入ください。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（山野 通彦君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

書記が議席番号と議員名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔書記点呼、投票〕

○臨時議長（山野 通彦君）

はい、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山野 通彦君）

はい、投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票の立ち会いをお願いした1番、黒田議員、及び2番、船越議員は登壇席までお願いをいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（山野 通彦君）

開票の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、浦上議員8票、羽場議員3票、船越議員1票。

以上のおりであります。

この選挙で必要とされる法定得票数は3票であります。したがって、浦上議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（山野 通彦君）

ただいま議長に当選されました浦上議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

浦上議員、登壇し、挨拶をお願いいたします。

○18番（浦上 雅彦君）〔登壇〕

皆さん、こんにちは。議員各位の御推挙により、ただいま議長に就任をさせていただきました岡山市議会議長の浦上雅彦でございます。

身に余る光栄を感じながら円滑な議会の運営に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位の皆様方の御協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げまして、当選のご挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

○臨時議長（山野 通彦君）

はい、ありがとうございました。

これで岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙を終わります。

以上で臨時議長の職務を終了いたしましたので、新議長と交代をいたします。

浦上議長、議長席にお着き願います。

皆さん、御協力ありがとうございました。

〔浦上議員、議長席へ移動〕

○議長（浦上 雅彦君）

それでは、ここで書記と進行の調整をいたしますので、5分間、休憩といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（浦上 雅彦君）

それでは、再開いたします。

広域連合長あいさつ

○議長（浦上 雅彦君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

本日、8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

平成最悪の大雨災害となった昨年の西日本豪雨災害から先月で1年を迎えました。この豪雨災害により、岡山県内では災害関連死を含め死者が79人に上り、浸水被害などにより4,800棟を超える家屋が全壊するなど、県内各地に甚大な被害をもたらし、今もなお深い爪跡を残しています。

このような状況の中、災害救助法適用市町村で被災した被保険者に対する一部負担金免除や保険料減免など、国の特例措置が本年6月末をもって終了したところではありますが、いまだに多数の被災者が仮設住宅で避難生活を強いられているなど、被災された被保険者の多くが生活再建にはほど遠い厳しい状況に置かれています。

こうした状況に鑑み、先般の全員協議会で御報告させていただいたとおり、当連合におきましては、被災された被保険者の方々の医療費負担を軽減するため、7月以降の一部負担金について本年12月末まで減免措置を延長し、熊本地震と同程度の対応を講じることといたしております。

次に、後期高齢者医療制度の現況でございますが、岡山県の被保険者数は高齢化の進展に伴い年々増加をしており、平成30年度末現在で29万1,000人を超え、医療費もそれに比例して年々増加し、昨年度の保険給付費は約2,598億円に達しております。

このような状況の中、将来にわたって安定的な事業運営を行うためには、必要な財源確保はもとより、医療費の適正化や保健事業の推進等に積極的に取り組んでいくことが重要な課題となります。このため、当広域連合におきましては、昨年度に改定いたしました「第2期データヘルス計画」に基づき、後発医薬品の差額通知による利用促進や重複・頻回受診、重複投薬者に対する訪問指導などを実施し、医療費適正化に向けた取り組みの強化を図っているところであります。

今後においても、市町村などの関係機関との連携を進め、保険者インセンティブの活用も図りながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みも視野に、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられるよう円滑な制度運営に努めてまいりますので、議員の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

さて、本日の定例会において御審議を賜ります案件は、専決処分をしました平成30年度補正予算案件が1件、平成30年度決算案件が2件、令和元年度補正予算案が1件、岡山県

総合事務組合規約の変更に係る案件が1件あり、提出をさせていただいております。それぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

報 告

○議長（浦上 雅彦君）

まず、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、平成30年12月、平成31年1月、2月、3月、4月、令和元年5月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。

次に、本日の追加議事日程は、あらかじめお手元にお配りしているとおりであります。

追加日程第1 議席の指定について

○議長（浦上 雅彦君）

追加日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、新たに当選されました、黒田員米議員の議席を1番に、船越健一議員の議席を2番に、岡親佐議員の議席を5番に、山本育子議員の議席を6番に、羽場頼三郎議員の議席を7番に、私の議席は18番に指定いたします。

議席一覧表

1	黒田員米	10	友實武則
2	船越健一	11	伊東香織
3	田辺牧美	12	近藤隆則
4	三輪順治	13	小倉博俊
5	岡親佐	14	池田一二三
6	山本育子	15	山野通彦
7	羽場頼三郎	16	水嶋淳治
8	岸泰廣	17	片岡聡一
9	青木秀樹	18	浦上雅彦

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（浦上 雅彦君）

追加日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、1 番、黒田議員、2 番、船越議員を指名いたします。

追加日程第 3 会期の決定について

○議長（浦上 雅彦君）

追加日程第 3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

追加日程第 4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙

○議長（浦上 雅彦君）

追加日程第 4、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、投票によることといたします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（浦上 雅彦君）

ただいまの出席議員は 12 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番、田辺議員、及び 4 番、三輪議員を指名いたします。

候補者一覧をお配りいたします。

なお、候補者一覧の中に私の名前も掲載されておりますが、私は候補者から除かれます。

〔候補者一覧配付〕

○議長（浦上 雅彦君）

候補者一覧の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙をお配りいたします。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（浦上 雅彦君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙は、所定の大きさのものに「岡山県後期高齢者医療広域連合議会」の印を押したものを使用いたします。

それでは、自席で投票用紙に御記入をお願いいたします。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浦上 雅彦君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

書記が議席番号と議員名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

〔書記点呼、投票〕

○議長（浦上 雅彦君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票の立ち会いをお願いした、3番、田辺議員、4番、三輪議員は登壇席までお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（浦上 雅彦君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12。有効投票 12、無効投票 0 票であります。

有効投票のうち、船越議員 6 票、黒田議員 3 票、羽場議員 3 票。

以上のとおりであります。

この選挙で必要とされる法定得票数は 3 票であります。したがって、船越議員が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浦上 雅彦君）

ただいま副議長に当選をされました船越議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

船越議員、登壇し、挨拶をお願いいたします。

○2 番（船越 健一君）〔登壇〕

皆さん、こんにちは。議長を補佐して、しっかり責務を果たしたいと思っておりますので、皆さんの協力のほど、よろしく申し上げます。ありがとうございました。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

ありがとうございました。

これで、岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙を終わります。

追加日程第5 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について

○議長（浦上 雅彦君）

追加日程第5、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について」を議題いたします。

岸泰廣議員から議員の辞職願が提出されておりますので、職員に辞職願を朗読させます。

○書記（原田 恭行君）

失礼いたします。それでは、朗読させていただきます。

令和元年6月18日。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長殿。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員岸泰廣。

辞任願。

このたび、一身上の都合により岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（浦上 雅彦君）

お諮りいたします。

岸泰廣議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、岸泰廣議員の辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程第6 一般質問

○議長（浦上 雅彦君）

追加日程第6、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

7番、羽場議員。

○7番（羽場頼三郎君）〔登壇〕

皆さん、こんにちは。先ほど議長、副議長も決まりましたので、この議会も今後さらに広域連合の体制がしっかりするようにお互い頑張っていきたいなと思っております。

まず、今回は人員体制についてお尋ねをしようと思っております。これは先ほど黒田連合長のほうからもお話がありましたが、広域連合ができて、もう10年ということでございますし、その基礎も固まってきたんですが、また課題も見えてきたと。対象者が非常に増

えてきましたし、また医療費も負担が増えております。この医療費の削減に向けて、どういふことをやったらいいのかということをお場で論じるべきじゃないかと思っておりますので、その点について、いろんな角度からお話できればと思います。

もともとこの広域連合の組織が活性化して本来の動きをするためには、まず人員をどういふふう確保していくかということが大切だと思います。特に最初に申し上げたいのは、今年度から保健師の資格と実績を持った専門職員が採用をされております。この採用の意図はどのようところにあるのか。また、どのような分野において仕事をされているのか。これは新しい動きでございますから、是非明らかにしていただきたいなと思っております。そして、そのような方々にはどのような働きを期待をし、また実際の仕事においてはどのよういふ評価なのかと、これを是非お聞きをしておきたいと思っております。

そして、先ほどもちょっと申し上げましたが、この組織が継続し、さらに活動が細やかなことなるためには、何といたっても事務分野においても特に継続的な支えといひますか、下支えといひますか、こういうものが必要じゃないかと思っております。これについては以前というか、前の議会でプロパーの職員の採用についてお尋ねをしておりますが、その際、連合長のほうからその必要性は理解をされてるといふことでした。しかし、国、つまり厚労省ですね、厚生労働省の理解が十分でないといふようなことでもございました。

それともう一つお話があったのは、制度の恒久性が担保されていない状況にあることも、これも1つ課題として挙げられておりました。ここら辺は是非こうした連合長のもとですから、この動きを是非もっと強めていただいて、私に言わせれば、なぜ厚労省の理解が不十分なのかよくわかりません。この制度をつくって、維持をして、高齢者の医療についてしっかりしたものにするといふことであれば、そのための人員体制について厚労省が理解が十分でないといふのは、なかなか解せない話でございます。こうした方向の理解をさらに求めていただき、また他の府県とも連携して早期の解決を図っていただきたいと思ひますが、この辺のお考えをお示し願ひたいと思ひます。

また、福島県の調査の結果などを考え合わせますと、この方向も近く一般化する可能性があるといふふうにも思われます。これにつきましては、もしそういう動きが本当にあるのであれば、当連合としてもこの問題について検討を始めてもいいのじゃないかと思ひますので、御所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

もう一点、今度は第2番目ですが、健診率向上、受診率の向上の取り組みについてお聞きをしておきたいと思ひます。

さきの議会の質問では、勝央町の取り組みが全国的にも注目をされているといふことを明らかにされておりますが、これがこの勝央町の取り組みを全県的な取り組みにしたいといふことだろうと思ひますが、これについてはどの辺まで進んでいるのか、この辺のことを明らかにしていただきたいし、また、それ以外にも受診率向上の取り組みについての研究はどのようふうになっているのか。それとまた、受診率の計算の際に医者にかかっているのに受診しないといふ人がいらっしゃるんですが、こういう人はどのよう計上をされているのか。まず、同じよう受診率と言ったって、そういう人が入っていたり入っていなかったりしては数的にわかりませんので、この辺のところをお示し願ひたいと思ひます。

さらに、第3として、介護分野などとの連携については、以前にこの議会でも取り上げられております。その際、2020年4月に法改正の準備が行われているといふことでもござい

ましたけれども、これにつきましては、どのような内容になるのか。もう来年のことですから、把握されていらっしゃる範囲で明らかにしていただきたいと思います。

さて、4番目ですが、当広域連合の運営について少しお聞きをしたいと思います。

県下の各自治体の意見や要望はどのような形で集約されているのか。市町村長会のようなところで意見交換とか情報交換がなされているのじゃないかと推測をいたしますが、それとも何かほかの方法をとっておられるのかどうかということをお聞きをしたいと思いません。

もともと先ほどもちょっと申し上げましたが、こうした問題を取り上げるに当たっては、今の広域連合の実態が27市町村から非常に優秀な人材が集まっているとはいえ、しかし大体3年で交代するわけですね。そうすると、せっかく積み上げてきたものが完全に引き継がれない可能性もあります。そうすると、せっかくやってきたのがもったいないということにもなりますので、その点も考え合わせて、そしてさらに企画部門の問題についても以前申し上げたとおりですが、そういった部分もちゃんと充実をしていかないといけないと思っているわけで、そういう意味でこのプロパーの採用についてというのが非常に大事だと、今後の人員体制について大事だと思いましたので、今回の質問になりました。

5番目の監査の一任については、これは割愛をさせていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

はい、広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

羽場議員の御質問のうち、人員体制、特にプロパー職員の採用についてお答えをさせていただきます。事務的な分野の下支えが必要ではないか、国にその必要性和理解を求めて、特に他府県とも連携して早期の解決をということでございました。

事務部門では嘱託職員を現在3名採用しており、レセプト点検や交通事故等の第三者求償、総務事務の補助などを担当いただき、業務の継続性について可能な範囲で対応してきたところであります。議員からも御紹介がありましたように、市町からの短期間の派遣職員により事業運営を行っているため、安定的な運営や円滑な業務を行っていることについて今後も検討が必要であると考えております。

このような状況を踏まえ、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、後期高齢者医療制度の安定運営の持続とさらなる発展のため、国保改革の実施状況を踏まえ、国から中期的に検討すると回答された運営体制について、具体的な方向性を早期に示すよう今年も6月12日に国に対して要望を行っておりますが、大口厚生労働副大臣から運営主体は中期的に検討すべき課題であり、現段階では広域連合に引き続き保険者の機能を担っていただくことが適当であるとの回答をいただきました。

先ほど議員からもお話がありましたように、厚生労働省がという話ではなくて、御存じのように、この広域連合があるときなくなるのではないかというような懸念がありました。そのことに対して私自身がこの副大臣に質問をさせていただいてるんですけども、47都道府県全ての広域連合は、この制度がずっと安定的に行われるということであればプロパー職員を採用したいと思っている広域連合は多くあると。ちなみに、今プロパー職員を採用している広域連合は2カ所だけです。三重県とそれから京都府が1人ずつプロパーの職員

を採用しています。また、任期付きの職員ということで、石川県と長崎県で、石川が1名、長崎で3名採用しているのが、これが例としてあるだけで、他の連合については当岡山県の連合と同じような状態になっています。

だから、できるだけ明確にこの制度ですっとやっていくんだというようなことを言っていて我々安心させてもらえれば、各都道府県それぞれ足並みを揃えてプロパー職員の採用等について前向きに検討はできるというふうに思っております、そのことをずっと国と交渉を続けているところです。また、昨日行われました岡山県の市長会議でもこうした話が出て、市長さんの中からプロパー職員の採用について、きちっと検討すべきではないかというような御意見もいただいておりますので、そうしたことも踏まえながら今後対応をしていきたいというふうに思っております。

このため、後期高齢者医療制度が持続可能で安定的な運営体制を確立できるよう、国保制度改革と同様に、後期高齢者医療制度においても都道府県が運営主体を担うことにするなど、さまざまな面で早期に検討を行い、具体的な方向を示すよう関係各位に要請するとともに、引き続き国に対しては要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

事務局長です。

1番、人員体制についての項、連合長答弁以外についてお答えいたします。

保健師の採用意図は何か、どのような分野の仕事をしているか、またどのような働きを期待し、評価についてお答えいたします。

保健事業を推進するために策定した「第2期データヘルス計画」を実施するに当たり、医療職の視点からデータを分析したり、市町村の保健師等専門職と連携した事業展開を行うこと等を目的としております。そのために今年度は事務職員とともに県下全市町村へ訪問し、保健事業に関する意見交換を実施したところで、現在内容を取りまとめ中です。今後、市町村の課題解決に向けた取り組みを検討し、事業展開を進めていく中で、評価、検証を行っていききたいと考えております。

続きまして、2番目、健診率向上についての項、勝央町の取り組みを全県的なものにする方向は進んでいるか、健診率向上の研究の進捗状況は、また受診率算出における医療機関受診中のものはどのように計上されているかについてでございますが、勝央町が平成29年度に実施した低栄養重症化予防事業につきまして、昨年、平成30年12月21日に開催しました市町村説明会において担当者へ紹介したところです。また、今年度は県下全市町村への訪問を実施したところでございますが、その際、改めて勝央町の事例を伝えるとともに、健診率向上のため、自己負担額の軽減や施設入所者等を健診対象者から外していただくよう依頼を行ったところでございます。

なお、健診受診率の算出に当たり、健診を受診する必要のない者、除外対象者につきましては、広域連合から市町村へ例示してございまして、その中に生活習慣病で治療中等の方は対象者から除外してよいと国から示されてございまして、そのように取り扱いをしていただくようお願いをしているところです。

次に、3、介護分野との連携についての項、介護分野などとの連携について、どのような内容になるのかについてですが、令和元年5月22日に交付された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律で、高齢者の医療の確保に関する法律に新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項が設けられるとともに、市町村と広域連合の役割が盛り込まれ、令和2年4月1日に施行されます。

どのような内容かについてでございますが、まだ国から全部示されておられません。今後明らかにされる部分もあると聞いておりますが、現時点でわかっていることを少し御説明いたしますと、広域連合から市町村に委託するなどして実施ができる。それから、実際の例としましては、KDB、国民健康保険データベースと申しますが、これに入りますレセプトや健診データを活用して対象者を抽出し、状態を確認して介護予防教室などへつなげることで、その介護予防教室におきましては、保健師など専門職が行きまして健康相談や指導を行うこと、その後、事業評価を行うことというものが示されております。

なお、今年度、先行実施すれば国から補助対象とすると通知が先月あったところでございまして、実施について現在検討中でございます。

続きまして、4番目、広域連合の運営についての項、県下の各自治体の意見や要望はどのような形で集約されているのかについてですが、必要に応じて市長会や町村会で協議を行っていただいておりますが、制度や運用に関する国への要望といたしまして、毎年4月に要望の有無などを各市町村担当部署へ照会して取りまとめ、全国後期高齢者医療広域連合協議会へ提出しております。また、当広域連合における保健事業などの事業運営に関しまして、毎年3回程度、市町村説明会を開催し、担当部署の職員からの意見をお聞きする場を設けております。

さらに、先ほども触れておりますが、今年度から新たな試みとして、保健事業・医療費適正化推進室の職員が保健師とともに県内各市町村の健診担当課等を巡回し、保健事業の実施や来年度からの法改正への対応等について意見交換を行ったところでございます。そのほか人事やシステムなど、そういった関係部署についても必要に応じ協議を行い、丁寧に対応するように努めております。今後におきましても、機会を捉えて県内市町村からの要望や意見を集約し、今後の事業運営に反映させてまいりたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

7番、羽場議員。

○7番（羽場頼三郎君）

7番、羽場です。

御答弁、どうもありがとうございました。この中で特に私が大変関心を持ちましたのは、先ほど連合長がおっしゃってくださった中で、この制度の継続的な見通しが場合によって立たないところがあるということだったんですが、先ほどもありましたように、もう10年、これ、制度的には通じてますし、もしこれが、例えば県の主管になるとしても、何としても今まで培ってきた経験とか実績とか、そういうものは引き続いていくのが当然ですから、ある意味では人間の場合の相続と同じで引き継いでいけばいい話だと思ってるんで、それは特に県営の体制に移るかどうかということは別にして、それも考えに入れたとしても、先ほど言った職員体制については是非充実させたものにしていただきたいなと思います。

それから、特に広域連合の運営については、先ほどお話もありました。これも非常にいい方向だと思います。この後期高齢者の医療についての全県的など言ったらおかしいんですが、皆さん方の関心が私に言わせるとなかなか高まっていない。特に若い方というのは、それが大分人によっては50年先の話だったりしますから、ぴんときてないかもしれませんが、市町村の中でこの問題が取り上げられるということがもっと進めば、さらにこの動きについての理解も高まっていくんじゃないかと期待をしております。

そして、先ほどのありました介護分野との連携についての話ですが、国のほうから先行実施については補助金も出るとかという話がありましたね。これは実は私も初めて聞いたんで、ここについては先行実施について、もし具体的な何かあれば、検討されてることがあれば教えていただきたいと思います。

最後になりますが、保健師さんの動きなんですけど、先ほどちょっとありました家庭訪問などに一緒にされるとかまたありましたが、現在受託をしているところの団体がありますね。そういうところの団体に対する指導も含めてやっておられるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）

事務局長です。

まず、人員体制についてでございますが、先ほども少し触れましたが、必要に応じて各市町などの人事担当課と協議しておりますので、その中で理解を大分していただいたと思っております。

それから、介護分野につきましてですが、先行実施検討の内容についてですが、現在、健康状態が不明な方、全然健診を受けてないですとか病院にもかかってないですとか介護認定も受けてない、そういった方を抽出して、それで幾らか訪問していけるかなということ今検討しております。

それから、昨年からはじめました、専門職が家庭を訪問してというのを委託して実施しておりますが、そちらについては今年度まだこれからということですので、実施する際には、うちの保健師と十分協議して行うようにということで、気をつけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（浦上 雅彦君）

はい、よろしいでしょうか。

はい、次に3番、田辺議員。

○3番（田辺 牧美君）〔登壇〕

皆さん、こんにちは。議席番号3番、田辺牧美でございます。

質問通告に従いまして質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

質問の趣旨は、平成30年7月豪雨災害被災者に対する医療費一部負担金等の免除期間の延長を求めるものです。

平成30年7月豪雨は、県内で死者61人、行方不明3人、重症16人、軽症161人、住宅

被害は全壊 4,829 棟、半壊 3,355 棟、一部損壊 1,122 棟、床上浸水 115 棟と過去 50 年の間の中では最悪の死者の数となりました。特に倉敷市真備町では小田川や支流で 8 カ所が決壊し、浸水の深さが 5 m に達したところもあり、亡くなられた方 51 人、全壊 4,645 棟と甚大な被害を受けました。

真備町では現在被災家屋の解体が続いており、7,200 人を超える方が今なお仮設住宅で避難生活をしておられます。仮設住宅のほとんどは倉敷市内や市外にある一般のアパートなどを借り上げた、みなし仮設であり、慣れない土地での不自由な生活を余儀なくされています。発災から 1 年が経過し、住み慣れた真備町に帰りたいと自宅やなりわいの再建に必死で取り組んでおられるものの、長引く避難生活で疲れが出てきて体調を崩す方、近くに知り合いがなく引きこもりがちになったり認知症が悪化する方、生活の先が見通せず鬱状態になる方、ストレスで全身に発疹が出るなど、避難生活であるがゆえの発症とも言えるような病気を抱える方も少なくありません。

また、現在 9 月までに公費による家屋解体を進めようという事業計画のために真備町全体で一気に家屋解体が進められ、粉じんが舞い上がり、眼科や呼吸器系の受診をする方が増えてきているのも現実です。そして、災害が夜間に起こったために多くの高齢の方が入れ歯を流されました。最近になって、やっと真備町に帰って歯科を受診し、入れ歯を作成してもらう方が出始めました。毎日の生活に追われ、医療にかかることが後回しにされてきたのが現実です。

発災 1 年もたたないうちに国が被災自治体に対する被災者の医療費や介護保険一部負担金に対する助成を今年 6 月までで打ち切ったことは到底承服できないものです。被災者や医師会などが免除期間の延長を求め、甚大な被害を受けた倉敷市がまず独自で今年 12 月まで免除期間を延長し、続いて他の被災自治体も延長を決め、岡山県後期高齢者医療広域連合や協会けんぽが 12 月までの延長を決めたことは、被災者にとって切れそうになった命綱がつながり、どれだけ喜ばれたことでしょうか。特に 75 歳以上の方は年金だけで生活している方が多く、しかも大抵医療機関にかかっておられます。12 月までの延長を報告いたしますと、電話の向こうで泣かれました。このたび 12 月まで延長していただいたことを高く評価し、深く感謝申し上げます。

真備町では、家をリフォームするのにも新築するのにも建設費が約 1.5 倍程度に高騰していると言われております。毎日の生活費を切り詰めてでも、まず住むところをどのように確保するのが優先されます。1 年半では生活再建の目途がまだまだ立ちません。復興住宅建設もまだこれからであり、来年 1 月以降も自己負担免除の期間を延長していただきますよう強く求めるものです。見解をお聞かせください。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

田辺議員の御質問にお答えをいたします。7 月豪雨災害に対する一部負担金の免除期間の延長についての御質問でございました。

冒頭御挨拶でも申し上げさせていただいたとおり、国の特例措置が 6 月末をもって終了したと。しかし、一方でいまだに多くの方々が仮設住宅で避難生活を強いられている。もうまさに議員からも御紹介があったとおりです。被災された被保険者の多くがまだまだ生

活再建にほど遠い状態であるということも申し上げました。そうしたことを鑑みまして、当連合といたしましては、いまだ仮設住宅での生活を多くの方が余儀なくされていることであつたり、また他県の事例になりますけれども、熊本地震の被保険者に対する対応あるいは財政的な面を勘案した結果、岡山県広域連合においては令和元年12月31日まで延長を行うことを決定したというのは申し上げたところであります。

御質問の令和2年1月以降の対応につきましては、今後の状況等を注視し、延長の可否を今後判断していきたいというふうに考えておりますので、まずは御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

3番、田辺議員。

○3番（田辺 牧美君）

ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

今回、当広域連合におきまして、被災者の医療費免除に要した額は幾らになるのでしょうか。国の助成があつた6月まで、6月といひましても、これを含むと思ひますけれども、それから今後12月まで幾ら要する見込みなんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）

事務局長です。

幾ら免除に関して費用がかかつたかということですが、平成30年度3月までにつきましては、約2億8,500万円となっております。その後につきましては、1月当たり約3,600万円程度と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（浦上 雅彦君）

3番、田辺議員。

○3番（田辺 牧美君）

ありがとうございました。岩手県では東日本大震災の津波被害から8年たった今も被災者への医療費減免を行っています。要はいかに被災者の状況を直視し、命を守る姿勢に立つかにかかっていると考へます。熊本では1年半で免除期間が打ち切られ、熊本民主医療機関連合会が昨年4月に熊本県益城町にある3つの仮設住宅の全戸訪問を行い、アンケート調査を行っています。

アンケート調査に答へた362世帯のうち、70%が60歳代以上の世帯、70代以上の方が46%を占めました。仮設生活で震災前より体調が悪化した人が51%の183人、震災前には元気だったが、震災後、心労から通院が増えたなどの声がか寄せられております。持病を抱えている人は71%で、免除期間打ち切り後は1カ月自己負担、医療費は50%以上が1万円以上の負担、中には3万円以上かかっている方もあつて、医療費を負担に感じている被災者は67%、持病を抱えている人ほど高くなつてゐる。仮設住宅にゐる約半数の方がひとり暮らしや夫婦世帯で仮設後の住まいが定まらなかつたということもわかりました。

仮設住宅の自治会長を初め、多くの方から医療費減免の復活を求める声がか聞かれ、署名

運動も始めたと報告をされております。岡山県後期高齢者医療広域連合においても、毎日の生活に精いっぱい被災者が医療費の心配をすることなく医療を受けることができるように、ましてや災害関連死につながるようなことがないように、高齢者一人一人の命綱である医療費負担金減免期間を来年1月以降も継続していただきますよう再度強く求めまして、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

追加日程第7 承第1号

○議長（浦上 雅彦君）

はい、それでは追加日程第7、承第1号議案「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました第1号議案「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましては、17億5,339万1,000円を増額し、2,755億6,299万9,000円とするもので、保険給付費及び基金積立金の最終的な見込みに基づくものなどございまして、平成31年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足説明を行いますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

事務局長です。

それでは、承第1号議案の補足説明をいたします。

右肩に承第1号と書いております「専決処分の承認を求めることについて」の8ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

主なものでございますが、第1款市町村支出金では、市町村で徴収する被保険者からの保険料等であり、保険料等負担金を最終的な見込みに基づき、3億5,719万円余を減額するものでございます。

第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、第1目療養給付費等負担金が30億8,469万円余の増額、第2項国庫補助金は、9ページにまたがりませんが、計13億6,929万円余の増額。

第4款支払基金交付金は、21億8,287万円余の減額。

こちらは、それぞれ負担金、交付金、補助金の額の確定に伴うものでございます。

10ページをお開きください。

第7款繰入金は、保険給付費等の財源に充当を予定しておりましたが、最終的な見込みに基づき財源調整を行い、2億2,758万円余を減額するものでございます。

第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金は、交通事故等に係る第三者からの納付金で、7,369万円余を増額するものでございます。

続きまして、歳出です。

13ページをお開きください。

主なものとしまして、第2款保険給付費、第1項療養諸費は計32億5,874万円余の減額でありまして、療養給付事業の最終的な見込みに基づくものでございます。

14ページを御覧ください。

第2款保険給付費、第2項高額療養諸費は計7億3,274万円余の減額で、高額療養費等の最終的な見込みに基づくものでございます。

15ページを御覧ください。

第5款基金積立金59億1,103万円余の追加は、療養給付費等の最終見込みに基づき、国・県・市町村並びに支払基金へ令和元年度に精算返還するための財源として積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

承第1号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

承第1号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより承第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、承第1号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程第8 決第1号・決第2号

○議長（浦上 雅彦君）

次に、追加日程第8、決第1号議案「平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会

計歳入歳出決算」及び決第2号議案「平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いたしました決第1号議案「平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、決第2号議案「平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、一般会計は広域連合組織運営のための経費でございます。

歳入歳出決算書の20ページでございます。

「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額7,700万円に対し、歳出総額7,698万2,000円となり、差し引き額1万8,000円が実質収支額となっております。

次に、特別会計でございますが、特別会計は制度運営のための予算でございます。そのほとんどの支出が保険給付事業に要する費用でございます。

歳入歳出決算書の46ページでございます。

「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額2,755億6,338万7,000円に対し、歳出総額2,755億3,531万7,000円で、差し引き額2,807万円が実質収支額となっております。

詳細につきましては、事務局から補足の説明を行いますので、御審議を賜り、御認定をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

それでは、決第1号議案、決第2号議案の補足説明を行います。

まず、決第1号議案「平成30年度一般会計歳入歳出決算」についてでございます。

決算書により主なものを御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございますが一般会計歳入7,700万円余のうち、主なものは第1款分担金及び負担金で、収入済額は6,700万円、事務的経費を後期高齢者人口で按分し、県内各市町村に負担していただいている負担金でございます。

第2款財産収入は財政調整基金の預金利子、第3款繰越金は前年度繰越金、第4款諸収入は労働保険料等、個人負担分などの収入でございます。

第5款繰入金は、事務費不足見込み分を財政調整基金から繰り入れたものでございます。

歳入全体を通して、収入未済はございません。

次に歳出でございます。

12ページ、13ページを御覧ください。

主なものでございますが、第2款総務費7,623万円余、これは広域連合の組織運営に要した経費でございます。

この中の主なものとしましては、15ページを御覧ください。

第12節役務費のうち、銀行振り込みをするためなどの手数料が1,594万円余、第19節

負担金補助及び交付金のうち、職員派遣負担金は総務課職員4名分で3,566万円余、その下、施設負担金は事務所の利用料及び電気代等の共益費用で928万円余などがございます。

続いて、決第2号議案「平成30年度特別会計歳入歳出決算」です。

決算事項別明細書により主なものを御説明いたします。

28ページ、29ページをお開きください。

歳入です。

第1款市町村支出金は456億5,617万円余で、第1項市町村負担金のうち、第1目事務費負担金は、所要の事務費を後期高齢者人口割合で市町村に負担していただいているもの、第2目保険料等負担金は、市町村が徴収しました保険料や低所得者の保険料軽減に充てる基盤安定分、第3目療養給付費負担金、これは療養給付費の12分の1の定額負担でございます。

次に、第2款国庫支出金は、計919億4,181万円余。

第1項国庫負担金のうち、第1目療養給付費等負担金は、療養給付費の12分の3の定率負担、第2目高額医療費負担金は、レセプト1件80万円を超える部分の4分の1が負担されるものです。

また、第2項国庫補助金のうち、第1目調整交付金が237億9,930万円、30ページ、31ページに移りますが、第5目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料軽減特例措置の財源となるものでございます。

続いて、第3款県支出金は、計222億824万円余。

第1項県負担金のうち、第1目療養給付費等負担金は、療養給付費の12分の1の定率負担、第2目高額医療費負担金は、レセプト80万円を超える部分の4分の1が負担されるものです。

また、第2項県補助金のうち、第2目保健事業費補助金は、健康診査事業に対する補助でございます。

第4款支払基金交付金1,062億9,723万円余は、75歳未満の方々からの保険料による支援金でございます。

32ページ、33ページをお開きください。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト400万円を超える特別高額医療費に対して、全国の広域連合が拠出し、共同で医療費の補填を行っているものでございまして、8,504万円余となっております。

第7款繰入金86億776万円余は、平成29年度の療養給付費等負担金の額の確定に伴う償還用財源でございます。

第8款繰越金9,940万円余は、前年度繰越金でございます。

第9款諸収入は、計6億5,554万円余で、34ページ、35ページになりますが、第3項雑入のうち、第1目第三者納付金は交通事故等が原因であります納付金、第2目返納金は所得の修正等により自己負担割合の変更などに伴うものでございます。

以上が歳入における主なものでございます。

続きまして、36、37ページを御覧ください。

歳出です。

主なものでございますが、第1款総務費8億8,873万余、第1項総務管理費、第1目一

般管理費 8 億 668 万円余のうち、第 12 節役務費 1 億 8,213 万円余は、医療費通知、制度改正リーフレットなどの発送を行うための郵送料及び電算事務処理などの手数料、第 13 節委託料 3 億 9,857 万円余は、標準システム更改や運用保守等の電算処理の委託料など、第 19 節負担金補助及び交付金 1 億 7,496 万円余は、業務課職員 18 名分の職員派遣負担金などでございます。

38 ページ、39 ページを御覧ください。

第 2 目連合会負担金 8,205 万円余は、レセプト点検、オンラインシステムなどに対する国民健康保険団体連合会負担金でございます。

第 2 款保険給付費 2,598 億 1,802 万円余は、第 1 項療養諸費 2,484 億 2,835 万円余、これは医療機関に支払う本人負担以外の医療費やレセプト審査支払手数料など、第 2 項高額療養諸費は 105 億 6,842 万円余、第 3 項その他医療給付費 8 億 2,125 万円につきましては、葬祭費でございます。

続きまして、40 ページ、41 ページです。

第 3 款特別高額医療費共同事業拠出金 9,745 万円余は、400 万円を超える特別高額医療費の財源補填のために全国の広域連合が拠出している基金への拠出金でございます。

第 4 款保健事業費 3 億 1,904 万円余は、市町村が実施した健康診査事業に対する市町村への補助金でございます。

第 5 款基金積立金 59 億 9,496 万円余は、令和元年度における療養給付費等負担金の精算償還のための財源等として積み立てたものでございます。

第 7 款諸支出金、計 84 億 1,708 万円余ですが、42 ページ、43 ページを御覧ください。

第 3 目償還金 83 億 9,551 万円余、これは国・県・市町村並びに支払基金に平成 29 年度分の療養給付費負担金等を精算するために償還したものでございます。

最後の 48 ページ、こちらのほうに財産に関する調書になりますが、記載のとおりでございます。

決算関係の補足説明は以上です。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

決第 1 号議案及び決第 2 号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

決第 1 号議案及び決第 2 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより決第 1 号議案及び決第 2 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

決第 1 号議案及び決第 2 号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、決第1号議案及び決第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第9 甲第10号議案

○議長（浦上 雅彦君）

追加日程第9、甲第10号議案「令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました甲第10号議案「令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましては、65億8,602万5,000円を追加し、2,791億4,851万7,000円とするもので、主に平成30年度の療養給付費等負担金額の最終確定により、国・県・市町村等に精算するための償還金等を計上するものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明を行いますので、御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

はい、事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

事務局長です。

それでは、甲第10号議案の補足説明を行います。

甲第10号議案「令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、補正予算書6ページをお開きください。

歳入です。

第1款市町村支出金は、平成30年度分の療養給付費の確定に伴い、過年度分の療養給付費市町村負担金3億4,056万円を増額するものでございます。

第7款繰入金62億1,448万円余の増加は、国・県・市町村等への償還金などの財源とするための後期高齢者医療給付費準備基金からの繰り入れでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出です。

第1款総務費3,127万円余は、長寿・健康増進事業市町村補助金の増加などによるもの、第5款基金積立金は、市町村から療養給付費過年度分の歳入を積み立てたものでございます。

第7款諸支出金につきましては、平成30年度分の療養給付費確定に伴う国・県・市町村

負担金並びに支払基金への精算として 62 億 1,419 万円余を償還するためのものがございます。

補足説明は以上です。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 10 号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 10 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 10 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 10 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 10 甲第 11 号議案

○議長（浦上 雅彦君）

次に、追加日程第 10、甲第 11 号議案「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の増減及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました甲第 11 号議案「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の増減及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」でございますが、平成 31 年 3 月 31 日をもって総合事務組合から「東備農業共済事務組合」、「勝英農業共済事務組合」、「倉敷地区農業共済組合」及び「津山地区農業共済組合」の 4 団体が脱退し、令和元年 10 月 1 日をもって「八ヶ郷合同用水組合」が加入すること等を承認するとともに、組合規約を改正するもので、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、広域連合議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 11 号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 11 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 11 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 11 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。ここで伊東議員から発言がございます。

伊東議員。

○11番（伊東 香織君）

失礼いたします。先月の 7 月 25 日の全員協議会を欠席をいたしましたので、一言御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど広域連合長からも御発言ございましたけれども、後期高齢者医療の本人一部負担金につきまして、12 月末診療分まで、それを減免をしていただくことを御決定をいただきましたことを広域連合長また議会議員の皆様にご心から感謝を申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございます。

閉会宣言

○議長（浦上 雅彦君）

以上をもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和元年度 8 月定例会を閉会いたします。本日は大変御苦勞さまでございました。

午前 11 時 56 分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	羽場 頼三郎	1 人員体制について 2 健診率向上について 3 介護分野との連携について 4 当連合の運営について
2	田辺 牧美	1 平成30年7月豪雨被災者に対する一部負担金等の免除期間延長について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

浦 上 雅 彦

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

黒 田 員 米

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

船 越 健 一